

水道水の有機フッ素化合物について
～国の定める水質基準値を下回っています～

阪神水道企業団では、有機フッ素化合物の一種である PFOS 及び PFOA について定期的に水質検査を実施しており、その結果につきましては、国が令和 8 年度から定めている水道水の水質基準値（PFOS 及び PFOA の合計値で 50ng/L 以下）を下回っています。

今後も国等の動向に注視しつつ、有機フッ素化合物の水質検査等を継続して実施し、安全な水の供給に努めて参ります。

阪神水道企業団における PFOS 及び PFOA の検出状況(※)
(ng/L)

採水年月		猪名川浄水場 浄水	尼崎浄水場 浄水
令和 8 年度	9 月	10	9
	6 月	7	7
令和 7 年度	3 月	5	6
	12 月	4	7
	9 月	12	8
	6 月	6	6
令和 6 年度	3 月	7	8
	12 月	7	8
	9 月	7	7
	6 月	5 未満	5 未満
令和 5 年度	3 月	5 未満	5
	12 月	5	6
	9 月	7	5
	6 月	5 未満	5 未満
令和 4 年度	3 月	5 未満	5 未満
	12 月	8	9
	9 月	11	12
	6 月	5	5 未満
令和 3 年度	3 月	5 未満	5
	12 月	8	7
	9 月	8	9
	6 月	40	33

採水年月		猪名川浄水場 浄水	尼崎浄水場 浄水
令和 2 年度	3 月	5 未満	5 未満
	12 月	11	13
	9 月	8	5
	6 月	6	8

※値は PFOS 及び PFOA の合計値

(参考)

- (1) 有機フッ素化合物は、独特の性質（水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い等）を持ち、撥水撥油剤、表面処理剤、乳化剤、水成膜泡消火薬剤、コーティング剤等に用いられてきた化学物質です。
- (2) その総称を PFAS：ピーファス（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）といい、PFAS の代表的な物質として、PFOS：ピーフォス（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA：ピーフォア（ペルフルオロオクタン酸）が知られています。
- (3) PFAS のうち、PFOS と PFOA は、現在、製造・輸入等が原則禁止されています。環境中で分解されにくく、蓄積性が高い物質で、有機フッ素化合物を継続的に多量に摂取した場合、発がん性や甲状腺異常などの健康影響の可能性が報告されていますが、科学的な知見が不十分な状況にあり、現在も国際的に検討が進められています。
- (4) 水道においては、令和 8 年 4 月 1 日から法的な規制がある「水質基準項目」として位置づけられ、基準値として 50ng/L 以下（PFOS 及び PFOA の合計値）に設定されています。